

市第85号議案

横浜市立図書館条例の一部改正

横浜市立図書館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年12月 3 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市立図書館条例の一部を改正する条例

横浜市立図書館条例（昭和39年 3 月横浜市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「図書館資料」の次に「（法第 3 条第 1 号に規定する図書館資料をいう。以下同じ。）及び契約等によりインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて閲覧の提供を受けた情報」を加え、「40円」を「100円」に改める。

第 8 条中「図書館の図書その他の資料」を「図書館資料」に改める。

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

横浜市立図書館の利用者が複写を依頼することができるものの範囲を拡大するとともに、複写に係る手数料を改定する等のため、横浜市立図書館条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市立図書館条例（抜粋）

$\left(\begin{array}{cc} \text{上段} & \text{改正案} \\ \text{下段} & \text{現 行} \end{array} \right)$

（手数料）

第 3 条 図書館資料 （法第 3 条第 1 号に規定する図書館資料をいう。以下同じ。） 及び契約等によりインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて閲覧の提供を受けた情報の複写を依頼しようとする者は、複写 1 枚につき $\frac{100 \text{ 円}}{40 \text{ 円}}$ の範囲内において教育委員会規則で定める額の手数料を納付しなければならない。

（第 2 項から第 4 項まで省略）

（賠償責任）

第 8 条 図書館の利用者が故意又は過失により 図書館資料 図書館の図書その他 の資料 を亡失し、若しくは汚損し、又は施設若しくは設備を滅失し、若しくは損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。